

割増賃金の基礎となる賃金。

いつも お世話になっております。

雨のほか、通勤電車に乗りの方は 気が進みません。

一瞬で乾く傘を 発売していたらいい今日この頃です... (他が本願です。)

今回は「割増賃金の基礎となる賃金」についてです。

「割増基礎単価」を計算する際に 除くことのできる金額は

- ① 家族手当 ② 通勤手当 ③ 別居手当 ④ 子女教育手当
- ⑤ 住宅手当 ⑥ 臨時に支払われた賃金 ⑦ 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

上記の①～⑦のみで、これら以外の賃金は全て割増賃金算定時に計算に×れる必要があります。



- 例 Qさん
- 基本給 200,000円
 - 職務手当 20,000円
 - 資格手当 10,000円
 - 家族手当 5,000円 (①)
 - 通勤手当 3,000円 (②)

} この3つの項目が
割増賃金を計算する際に
対象となり得る。

$$(基本給 200,000 + 職務手当 20,000 + 資格手当 10,000) \div 160 = \underline{1,437.50円/時} \text{ (A)}$$

会社の所定労働時間 160時間
A) 1,437.50円が割増基礎単価

これらの手当については項目名ではなく、その内容が判断するので
例えば、通勤に要した費用や通勤距離等に関係なく一律に支給する
通勤手当などは割増賃金計算時から除外できる手当となりません。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。